

北九州埠頭(株)が実施する新門司マリーナ運営事業 及び市施設の一部譲渡を伴う公募について

1 新門司マリーナの概要

- (1) 事業目的・・・海洋文化の育成、海事思想の普及
- (2) 運営内容・・・ヨット・ボートの保管業務
マリンスポーツの体験等の振興業務
- (3) 供用開始・・・平成3年8月
- (4) 所在地・・・門司区新門司北二丁目1番地
- (5) 運営事業者・・・北九州埠頭(株)【第三セクター】

2 経緯

- (1) 供用開始後30年が経過し、施設の状況やニーズ把握のため、現地調査や、利用者アンケートを実施。
- (2) その結果、マリーナ施設の老朽化や大型艇受入れなど施設面での課題や、利用者サービスに課題があることが判明。
- (3) 事業者へのヒアリングや、民間活力を用いた事業化の可能性調査などを元に検討を実施。

3 今後の対応

長期的な視点で、民間のノウハウを活かしたマリーナの安定的な運営と多角的な事業展開が期待できるとの判断から、北九州埠頭(株)と市の連名にて公募を実施。

【主な公募条件】

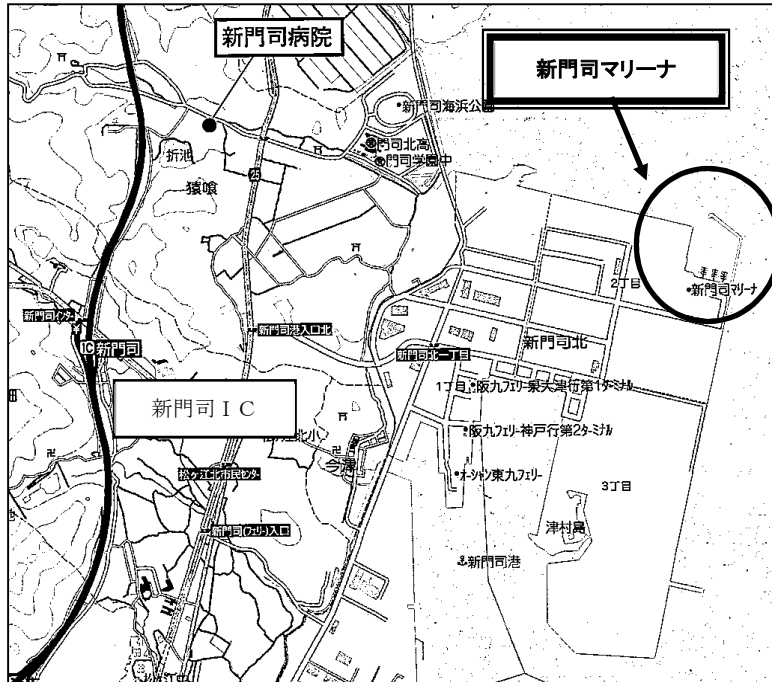
- (1) 事業の譲渡
 - ・北九州埠頭(株)が実施する新門司マリーナ運営事業
- (2) 施設の有償譲渡
 - ・北九州埠頭(株)が所有するクラブハウス等施設
 - ・市が所有する浮棧橋、クレーン等一部施設
- (3) 土地の貸付
 - ・市が所有する土地の長期貸付

4 今後の予定

- | | |
|--------------------|--------------------|
| (1) マリーナ利用者への説明会 | 令和4年12月 |
| (2) 民間事業者の公募 | 令和4年12月下旬～令和5年2月上旬 |
| (3) 企画提案審査・民間事業者決定 | 令和5年2月中旬 |
| (4) 民間事業者による運営開始 | 令和5年4月 |

位置図及び有償譲渡する施設等について

1 位置図



2 有償譲渡する施設等

